

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

魚沼市まち・ひと・しごと創生推進計画（第2期）

2 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県魚沼市

3 地域再生計画の区域

新潟県魚沼市の全域

4 地域再生計画の目標

（1）現状と課題認識

本市の人口は、合併前の1955（昭和30）年の61,219人をピークに減少傾向にあり、住民基本台帳によると2026（令和8）年には31,549人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると2050（令和32）年には総人口が18,436人となる見込みである。

【人口】

年齢3区分別人口は、総人口の減少とともに、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）のいずれも減少している。また、年齢3区分別人口割合は、年少人口と生産年齢人口の割合が減少していく一方で、老年人口割合は年々増加し、2025（令和7）年には高齢化率が40%を超え、将来的には約50%まで増加していく見込みである。【年齢3区分別の人口】

自然動態をみると、出生数は2020（令和2）年以降は200人を下回り、2025（令和7）年には111人となっている。その一方で、死亡数は一定数があり、2025（令和7）年の出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲475人（自然減）となっている。【総人口の自然動態】

社会動態をみると、市外への転出者が転入者を上回る、社会減の状態が続いており2025（令和7）年には▲222人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出超過（社会減）等が原因と考えられる。【総人口の社会動態】

本市は、豊かな自然環境と農林業資源（米等）、観光資源を有する一方、人口減少と少子高齢化の進行により、地域経済の縮小、担い手不足、生活サービスの維持、地域コミュニティの機能低下など、多面的な影響が顕在化しつつある。特に、若年層を中心とした転出超過の継続は、出生数の減少にも波及し、人口減少の加速を招く要因となっている。【『地域の現状』の原因となる、地域の課題】

本市においては、人口減少と超高齢化の進行は避けることができない状況にあり、人口減少下にあっても成長することができる地域社会の構築が求められている。また、若者や女性をはじめとした多様な人材に選ばれる地域づくりに向け、暮らしやすさや働きやすさの向上が重要となっている。

このため、人口減少の緩和に向けた取組のみならず、人口減少社会に適応しながら地域の機能と魅力を維持・向上させる取組を同時に強化する必要がある。あわせて、デジタル技術や新技術の活用、広域連携による補完・分担を進め、限られた資源で行政・産業・生活を支える仕組みへの転換が求められる。【『地域の課題』で分析した課題を解決するための取組】

(2) 目指す姿

「魚沼市まち・ひと・しごと創生推進計画（第2期）」（以下「本計画」という。）は、国の地方創生に関する総合戦略及び本市の地方創生に関する総合戦略に整合させつつ、人口減少が進行する社会においても、地域の持続的な発展と市民生活の質の向上を両立することを目指すものである。

人口減少及び少子高齢化の進行は避けることができない前提の下、地域資源を活かした経済の活性化と、安心して暮らし続けることができる生活環境の整備を一体的に進めるとともに、若者や女性をはじめとした多様な人材に選ばれる地域の実現を図る。

また、都市と地方の人の流れの創出や多様な関係性の構築、デジタル技術等の活用、広域的な連携の推進により、人口減少社会に適応した持続可能な地域構造への転換を進める。

これらを通じて、市民一人ひとりが将来にわたり安心して暮らし、働き、地域と関わることができる地域の実現を目指す。

- ・市民が安心して働き、暮らし続けられる生活環境が確保されている状態
- ・地域資源をいかし、付加価値創出によって地域経済が持続的に循環している状態
- ・多様な人の流れが生まれ、市内外の人材が地域の担い手として関与している状態
- ・デジタル技術等の活用により、行政サービス及び地域社会の利便性と生産性が向上している状態
- ・広域的な連携により、地域課題に効果的に対応できる体制が構築されている状態

(3) 基本目標

本計画は、本市の地方創生に関する総合戦略の体系に準拠し、国の地方創生に関する総合戦略に示される政策の方向性を踏まえ、次の5つの基本目標を掲げる。これらの基本目標は相互に関連し合うものであり、一体的に推進することにより、地域再生の実現を図る。

・基本目標 1 安心して働き、暮らせる生活環境の創生

子育て支援や教育環境の充実、保健・医療・福祉の充実等により、安心して働き、楽しく暮らせる場所として、選ばれる魚沼市を目指す。

- ・ **基本目標 2 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい経済の創生**
農林業、観光、地域産業等の地域資源をいかし、付加価値の創出と生産性の向上を図ることにより、持続的に成長する地域経済の確立を目指す。
- ・ **基本目標 3 人や企業の地方分散～都市との交流等による創生～**
魚沼市の豊かな自然や住みやすさ、人の温かさ等の地域資源をいかし、移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大を通じて、都市との交流が進む地域を目指す。
- ・ **基本目標 4 新時代のインフラ整備と A I・デジタルなどの新技術の徹底活用による創生**
A I・デジタル等の新技術の導入と活用を進め、行政サービスや地域社会の利便性と生産性の向上を図り、持続可能な地域の実現を目指す。
- ・ **基本目標 5 広域連携による創生～広域リージョン連携に向けて～**
圏域を超えた連携の可能性を視野に入れ、企業や大学等の多様な主体との連携を通じて、産業振興や観光、インフラ整備等を広域にわたり展開する取組の実現を目指す。

(4) 数値目標

本計画は、本市の地方創生に関する総合戦略に基づき、人口動態、出生動向及び住民意識の3つの視点から数値目標を設定し、基本目標に基づく取組の成果を総合的に把握する。

数値目標については、本市の地方創生に関する総合戦略において定める指標及び数値を用いるものとし、本計画においてもこれらを適用する。

KPI	現状値	目標値 (R12)	達成に寄与する地方版 総合戦略の基本目標
数値目標 1：社会増減数 (転入者数－転出者数)	▲222 人／年 (R 7)	▲134 人／年	基本目標 1
数値目標 2：合計特殊出生率	1.20 (R 6)	1.44	基本目標 2
数値目標 3：市民アンケートにおいて「これからも魚沼市に住み続けたい」と回答した人の割合	78.2% (R 5)	90%	基本目標 3 基本目標 4 基本目標 5

なお、これらの数値目標は、総合戦略の進行管理と一体的に評価を行うものとし、必要に応じて見直しを行う。

(5) 目標達成に向けた基本的な考え方

目標の達成に当たっては、人口減少及び少子高齢化の進行を正面から受け止めた上で、人口減少下においても持続可能で活力ある地域社会の構築を目指し、総合的かつ横

断的に取組を推進する。

具体的には、若者や女性をはじめとした多様な人材に選ばれる地域づくりを進めるとともに、地域資源をいかした付加価値の創出による地域経済の活性化と、安心して暮らし続けることができる生活環境の整備を一体的に推進する。

また、移住・定住の促進に加え、関係人口や二地域居住など多様な形で地域と関わる人材の創出・拡大を図り、市内外の人材が地域の担い手として継続的に関与する人材循環の形成を目指す。

さらに、ＡＩ・デジタル等の新技術の活用による生産性の向上や、広域的な連携による機能補完を進めることで、人口減少社会に適応した地域構造への転換を図る。

これらの取組については、効果の検証と改善を継続的に行うことにより、実効性を高め、持続的な地域づくりにつなげる。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本計画においては、第４章に掲げる基本目標の達成に向け、本市の地方創生に関する総合戦略及び第三次魚沼市総合計画との整合を図りながら、地域の特性や課題に応じた取組を総合的かつ横断的に推進する。

事業の実施に当たっては、年度ごとの実施計画及び予算編成を通じて具体化するものとし、本計画においては個別事業の内容を特定しない。

また、人口減少の緩和と人口減少社会への適応を両立させる観点から、生活環境の充実、地域経済の活性化、人の流れの創出、デジタル技術の活用及び広域連携を相互に関連付けながら、効果的に事業を展開する。

5-2 第５章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【Ａ２００７】

① 事業の名称

魚沼市まち・ひと・しごと創生推進事業

② 事業の内容

本事業は、第４章に掲げる基本目標に基づき、地域再生に資する取組を総合的に推進するものであり、具体的には次に掲げる分野において事業を実施する。

ア 安心して働き、暮らせる生活環境の創生に資する事業

子育て・教育環境の充実、健康・医療・福祉の充実、安全・安心な生活基盤の整備等により、市民が安心して生活し、将来にわたり暮らし続けることができる地域の形成を図る。

イ 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい経済の創生に資する事業

農林業、観光、地場産業等の地域資源をいかした付加価値の創出や生産性の向上を

図るとともに、地域産業を支える人材の育成・確保を進め、持続可能な地域経済の確立を図る。

ウ 人や企業の地方分散及び多様な人の流れの創生に資する事業

移住・定住の促進に加え、関係人口や二地域居住等、多様な形で地域と関わる人の流れの創出を図り、市内外の人材が地域の担い手として関与する仕組みの構築を推進する。

エ 新時代のインフラ整備とA I・デジタル等の新技術の徹底活用に資する事業

A I・デジタル等の新技術の活用により、行政サービスの高度化や地域産業の生産性向上を図るとともに、人口減少社会に対応した持続可能な地域運営の実現を目指す。

オ 広域連携による創生に資する事業

近隣自治体や関係機関等との連携を通じ、医療、産業、観光、交通等の分野における広域的な取組を推進し、地域課題の解決と地域の成長を図る。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標）

本事業の成果については、第4章に掲げる数値目標及び本市の地方創生に関する総合戦略において設定する指標を用いて、総合的に評価する。

④ 寄附の金額の目安

500,000千円（2026(令和8)年度～2030(令和12)年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度、本市の地方創生に関する総合戦略及び第三次総合計画の進行管理を担う会議等において、外部人材の参画を得て検証を行い、その結果を踏まえて必要な見直しを行うとともに、公表する。

検証結果は次年度以降の事業推進に反映させ、計画の実効性の向上を図る。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2031（令和13）年3月31日まで

6 計画期間

本計画は、第三次魚沼市総合計画前期基本計画及び魚沼市地方創生に関する総合戦略と一体的に進めるため、計画期間は地域再生計画の認定の日から2031（令和13）年3月31日までとする。